様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２５　年　２　月　１８　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） とうれかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 　　東レ株式会社  （ふりがな） おおや　みつお  （法人の場合）代表者の氏名 　　大矢　光雄  住所　〒103-8666  東京都中央区日本橋室町２－１－１  法人番号　5010001034867  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 長期経営ビジョン“TORAY VISION 2030” 2. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025” | | 公表日 | 1. 2020　年　5　月　13　日 2. 2023　年　3　月　27　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに記載   公表場所：  <https://www.toray.co.jp/ir/pdf/lib/lib_a552.pdf>  記載ページ：P.8, 43   1. 公表方法：当社ホームページに記載   公表場所：  <https://www.toray.co.jp/ir/pdf/lib/lib_a600.pdf>  記載ページ：P.15, 28, 31, 33～34 | | 記載内容抜粋 | 1. 長期経営ビジョン“TORAY VISION 2030”   長期経営ビジョン“TORAY VISION 2030”：デジタル社会の進展による産業構造やライフスタイルの変化などの事業環境変化を踏まえ、持続的かつ健全な成長を目指す。  研究・技術開発（Ｒ＆Ｄ）と生産分野のデジタル活用による高度化・効率化を推進  営業、財務経理、購買物流分野のグローバル経営情報の見える化と事業運営の高度化を推進   1. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025”   ・デジタル技術活用の加速  ・「現場密着型」デジタル活用の推進  ・デジタル技術を活用した一貫管理とモニターの両輪で  品質力を徹底強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | いずれも取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025” 2. 統合報告書2024 | | 公表日 | 1. 2023　年　3　月　27　日 2. 2024　年　11　月　14　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに記載   公表場所：  <https://www.toray.co.jp/ir/pdf/lib/lib_a600.pdf>  記載ページ：P.33～34   1. 公表方法：当社ホームページに記載   公表場所：  <https://www.toray.co.jp/ir/pdf/lib/lib_a637.pdf>  記載ページ：P.60～61 | | 記載内容抜粋 | 1. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025”   ＜新材料・サービスの創出＞  ・シミュレーション、インフォマティクス技術の 深化展開  ・材料分析、成形・化学工学解析とシミュレー ション技術との融合  ＜製造コスト削減・品質向上＞  ・工程監視高度化、データ解析などによる生産効率化  　・生産計画シミュレーションによるサプライチェーンマネジメント高度化  ＜デジタル技術による新材料・サービス創出＞  お客様の課題解決： 材料コンシェルジュ・サービス  研究・開発の効率化： 統合的MIの活用   1. 統合報告書2024   事例１：お客様ニーズのデータを活用した衣料素材開発  事例２：生産データ活用による製造工程安定化、 新材料・新製品開発 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | いずれも取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 統合報告書2024   記載ページ：P.60 | | 記載内容抜粋 | DXによる経営の高度化を重要課題に掲げ、2020年度に組織横断で開始した「TDX推進プロジェクト」をグローバルに展開しています。DX推進の全社方針を検討・協議する機関として社長を委員長とする「TDX推進委員会」を設置し、その下部に｢技術センターDX推進委員会」と｢事業DX推進委員会｣を置き、部署単位での取り組みに加えて、全社横断で推進しています。  「TDX推進プロジェクト」を支えるために、DX人材の育成にも力を入れています。現場を理解し、デジタル技術をツールとして使いこなし、改善をリードする人材を育成するため、2020年度より教育プログラムを拡充し、2023年度にはDX人材認定制度を開始しました。2025年度末までにグループで2,000人以上のDX人材育成を目指して活動しており、目標に向けて順調に進んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025”   記載ページ：P.33 | | 記載内容抜粋 | データ基盤構築・技術融合・デジタル人材育成に投資し、価値創出力と競争力を強化する  デジタル関連投資：200億円  グローバルデータ基盤の構築：データの「蓄積・共有・見える化」の推進  バリューチェーンとの連携：リアルタイム連携・管理 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営課題“プロジェクト AP-G 2025” | | 公表日 | 2023　年　3　月　27　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：当社ホームページに記載   公表場所：  <https://www.toray.co.jp/ir/pdf/lib/lib_a600.pdf>  記載ページ：P.33 | | 記載内容抜粋 | デジタル関連投資 200億円、2,000人以上のDX人材を育成し、「TDX推進プロジェクト」を支えていく。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023　年　3　月　27　日 | | 発信方法 | 長期経営ビジョン、中期経営課題に関する説明会において、当時の日覺 代表取締役社長が発信した。（22:47～24:05）  <https://www.irwebmeeting.com/toray/vod/20230327/a2pvrd56/mtmp_01_ja/index.html> | | 発信内容 | データ基盤構築・技術融合・デジタル人材育成に投資し、価値創出力と競争力を強化する  デジタル関連投資：200億円  グローバルデータ基盤の構築：データの「蓄積・共有・見える化」の推進  バリューチェーンとの連携：リアルタイム連携・管理  ＜新材料・サービスの創出＞  ・シミュレーション、インフォマティクス技術の 深化展開  ・材料分析、成形・化学工学解析とシミュレー ション技術との融合  ＜製造コスト削減・品質向上＞  ・工程監視高度化、データ解析などによる生産効率化  　・生産計画シミュレーションによるサプライチェーンマネジメント高度化  ＜デジタル技術による新材料・サービス創出＞  お客様の課題解決： 材料コンシェルジュ・サービス  研究・開発の効率化： 統合的MIの活用 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021　年　4　月頃　～　　　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ  イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　年　4　月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 東レグループでは、グループ全体での情報セキュリティの維持・向上を目的として、2022年度に情報セキュリティに関する方針と体制を見直した。  方針としては、すべての役員と社員（嘱託、パート、派遣を含む）が、情報セキュリティに関し、社会的責任を果たすために行動するための方針である「東レグループ情報セキュリティ基本方針」を定めている。  また、体制としては、全社を横断した情報セキュリティ推進のために東レ（株）総務・コミュニケーション部門長を委員長として、法務・コンプライアンス部門、人事・勤労部門、情報システム部門などの関係部署を委員とした「東レグループ情報セキュリティ推進委員会」を設置している。  https://www.toray.co.jp/sustainability/activity/ riskmanagement/security.html |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。